

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

高知県は、人口減少や中山間地域の衰退をはじめ南海トラフ地震への備えなど、多くの課題を抱えており、県では、これまで課題解決の先進県を目指して、「経済の活性化」や「日本一の健康長寿県づくり」、「南海トラフ地震対策の抜本的強化・加速化」など5つの基本政策と、「中山間対策の充実・強化」や、「少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大」、「文化芸術とスポーツの振興」の3つの横断的に関わる政策を全力で実行してきました。

こうした中、平成25年11月に、県民のスポーツニーズの多様化や本県のスポーツを取り巻く環境の変化に応じたスポーツ振興を目指して、「高知県スポーツ推進計画」を策定し、取り組みを進めてまいりました。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を受けて、平成27年3月に、高知県スポーツ推進計画の核となる取り組みの強化を目的に、「スポーツ推進プロジェクト実施計画」を策定し、高知県スポーツ推進計画の総合的な推進を図ってまいりました。

この間、国では、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、平成24年3月に、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」が策定され、平成27年10月にはスポーツ庁を設立し、令和4年3月には「第3期スポーツ基本計画」が新たに策定されました。

本県においても、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、平成29年4月に、それまで教育委員会が所管していたスポーツ行政(学校体育関係を除く)のほか、スポーツツーリズムや障害者スポーツなどのスポーツ関連施策を知事部局に一元化し、新たに文化生活的スポーツ部を設置しました。

こうした中、「高知県スポーツ推進計画」及び「スポーツ推進プロジェクト実施計画」を統合し、県民をはじめ、市町村やスポーツ関係団体などと連携・協働し、県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことのできる社会の実現をより確実なものとするため、平成30年度から令和4年度までの5年間を対象期間とする「第2期高知県スポーツ推進計画」を平成30年3月に策定しました。

この期間中、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、スポーツ活動が大きく制限される中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を経験し、改めてスポーツの素晴らしさを知ることとなりました。

こうしたことに加え、人口減少や少子高齢化の進行によるスポーツの地域間格差や、デジタル技術の進化によるライフスタイルの変化への対応、スポーツを通じた健康増進・地域活性化・共生社会の実現に向けた取り組みに大きな期待が集まっています。

このような第2期計画の期間中の動向を踏まえ、本県のスポーツのさらなる充実に向けて「第3期高知県スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に定める国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即して定めることとされている「地方スポーツ推進計画」であり、本県のスポーツの推進を図るための基本的な方向性を示すものです。

3. 計画の期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。